

都市計画変更素案について

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 39 号線

令和 7 年 11 月



都市計画変更素案のあらまし

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 39 号線（以下「補助第 39 号線」という。）は、大田区東蒲田二丁目から大田区本羽田一丁目に至る延長約 1,920m の都市計画道路です。

これまで東京都と特別区及び 26 市 2 町は、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため、おおむね 10 年間で優先的に整備すべき路線を定めた「東京都における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成 28（2016）年 3 月）（以下「整備方針」という。）を策定し、事業の推進に努めてきました。

この整備方針において、補助第 39 号線のうち、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 41 号線から神奈川県境までの区間を、都県境や市境で隣接区市と調整・検討が必要な「計画内容再検討路線」に位置付けました。

この整備方針に基づき、補助第 39 号線の計画内容について検討・調整した結果、補助第 39 号線の一部区間を廃止する都市計画変更素案を取りまとめました。

○整備方針における当該路線の位置付け

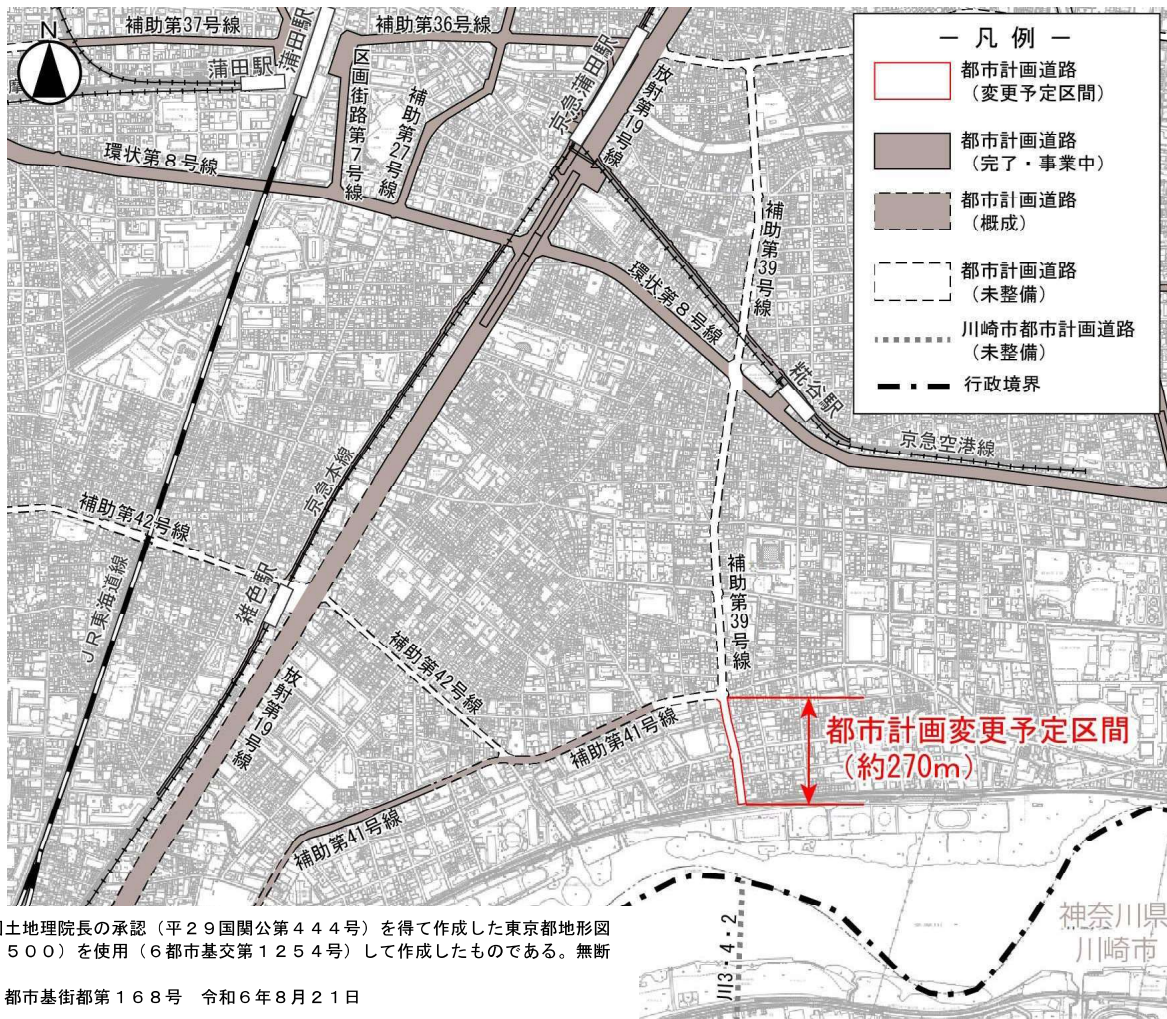
計画内容再検討路線

都県境で隣接する川崎市と都市計画の不整合が生じていることから、道路ネットワークの在り方などについて検討・調整が必要です。



「東京における都市計画道路の整備方針」(平成 28 年 3 月)より抜粋

○位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1254号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）6都市基街第168号 令和6年8月21日

○川崎市との都市計画の不整合

- 川崎市では、平成 20 年 6 月に「都市計画道路網の見直し方針」を策定しましたが、その後の社会情勢の変化等を的確に捉え、都市計画道路としての機能や役割をあらためて検証し、これまで以上に効率的・機能的な都市計画道路網の形成を図ることを目的に平成 30 年 3 月に見直し方針を改定しました。
- その中で、都県境に計画されている川崎都市計画道路 3・4・2 号中瀬線が廃止候補に位置付けられました。

○延焼遮断帯の設定

- 令和 6 年度末に改定された「防災都市づくり推進計画基本方針」において、補助第 39 号線の一部区間は延焼遮断帯としての設定がなくなりました。

- 骨格防災軸（都市計画道路等）
- 主要延焼遮断帯
- 一般延焼遮断帯
- 骨格防災軸（河川）
- 河川・海
- 行政区域境界線



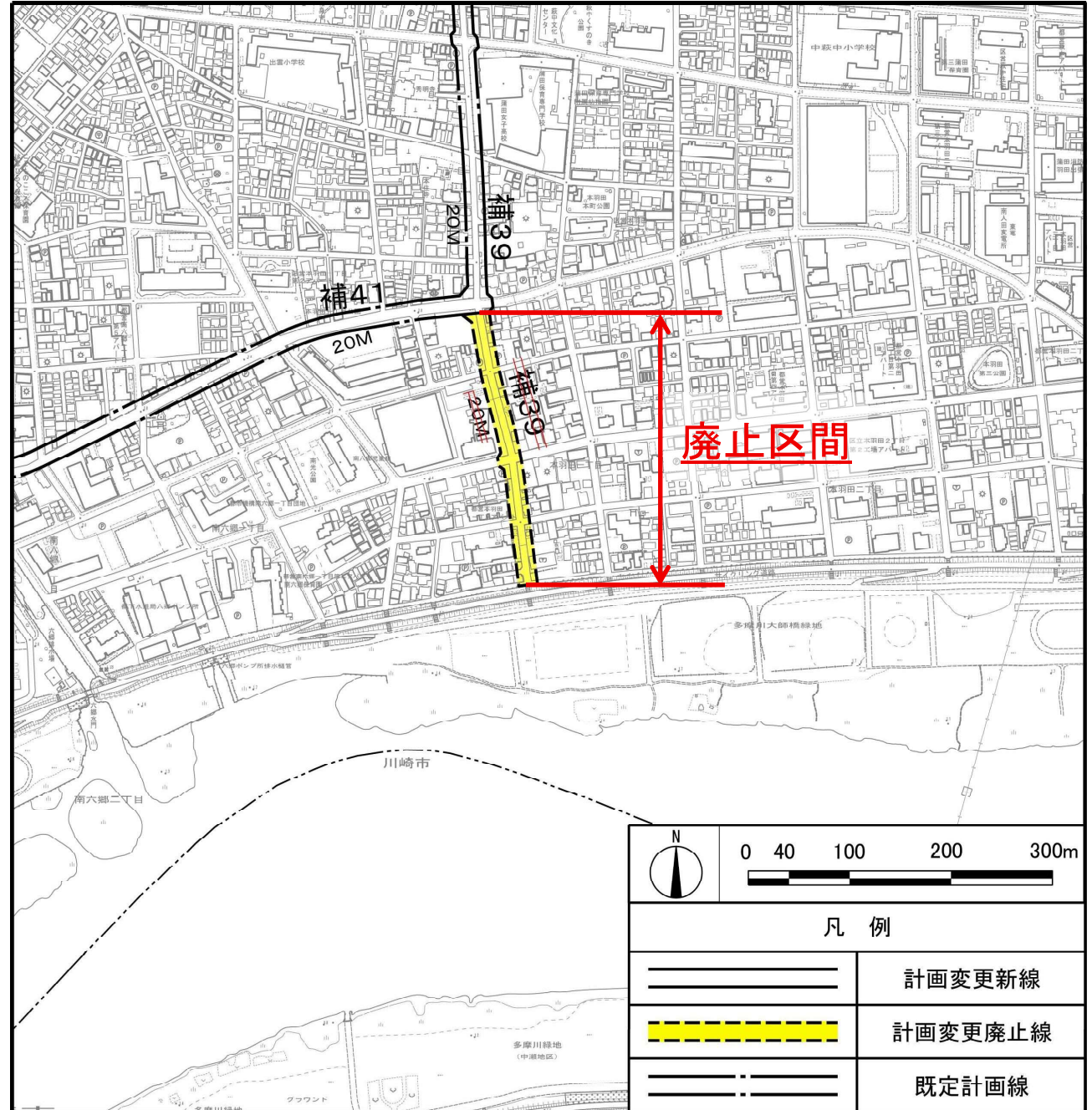
防災都市づくり推進計画 基本方針（令和 7 年 3 月）

以上の検討・調整を踏まえて、都市計画変更素案を取りまとめました。

補助第 39 号線

- 一部区間の廃止
補助第 39 号線の一部区間を廃止します。
- 終点位置の変更
補助第 39 号線の一部区間の廃止に伴い、終点位置を変更します。

都市計画道路名称	東京都市計画道路 幹線街路 補助線街路第39号線
延長	約1,920m ↓ 約1,650m
変更区間	大田区本羽田一丁目 ↓ 大田区本羽田一丁目



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1254号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）6都市基街都第168号 令和6年8月21日

都市計画変更素案説明会（※今回）

都市計画変更案の作成

都市計画変更案の公告・縦覧

関係区の住民
及び利害関係人の
意見書

関係区の意見

東京都都市計画審議会

都市計画決定・告示

◆お問合せ先

東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 区部街路計画総括担当

電話：03-5388-3291

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第二本庁舎11階南側